

平成30年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（原則H30.5.1適用）

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>1 地域の守り手である建設企業の健全な発展を目指して</p> <p>【建設企業の適正な評価】 (1) 解体工事にかかる入札制度の見直し</p> <p>(2) 建築・設備工事の評価項目の見直し（総合評価落札方式）</p>	<p>(1) 「解体工事」にかかる入札制度の見直しを実施する。</p> <p>① 解体工事にかかる独立した「格付け基準」を設定する。 ※【発注上限金額】 【完成工事高条件】 A：上限額なし A：4,000万円以上 B：4,000万円未満 B：1,500万円以上 C：1,500万円未満 C：1,500万円未満 ※ 平成31年度から運用</p> <p>② 解体工事のJV工事の対象金額を緩和する。 ※ おおむね3億円以上とし、構成員は「建築一式工事」と「解体工事」の組合せとする。</p> <p>③ JV工事を除く解体工事は、原則、解体工事業者に発注する。 ※ 解体工事業者：前年度までに県営繕課に指名工事種別を解体工事として指名要望を提出し受理された者</p> <p>④ 企業や配置予定技術者の工事成績を評価しない 「チャレンジ型総合評価」を解体工事の一部工事で新たに試行する。 ※ 対象工事 設計金額3,000万円以上5,000万円未満の一部工事</p> <p>⑤ 総合評価落札方式の解体工事で解体用重機の保有状況を評価する。 ※ バックホウ及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧碎機又は切断機の保有を評価する。 ※ 平成31年5月1日以降の入札公告から適用</p> <p>(2) 受注機会の拡大を図る観点から、建築・設備工事の評価項目を見直す。</p> <p>① 建築一式工事で「手持ち工事数」評価の対象を拡大する。 ※ 設計金額3,000万円以上7,000万円未満で試行 ※ 手持ち工事数は「入札参加資格審査申請書等の提出期限」において施工中の同種の工事数（電気及び管工事にも適用）</p> <p>② 設計金額3,000万円以上7,000万円未満の建築一式工事で「一抜け方式」を適用する対象エリアを「同一地区割り内」に拡大する。 ※ 地区割り 東部＜徳島1＞、東部＜徳島2＞、東部＜旧鳴門＞、東部＜吉野川＞、南部＜阿南・美波・那賀＞、西部＜三好・美馬＞の6地区 ※ 入札公告日及び開札日が同日で入札参加資格要件及び工種が同一の工事</p>	<p><現行></p> <p>・とび・土工・コンクリート工事を適用 【発注上限金額】 【完成工事高条件】 特A：上限額なし 特A：2億円以上 A：2億円未満 A：5,000万円以上 B：5,000万円未満 B：2,000万円以上 C：2,000万円未満 C：1,000万円以上 D：1,000万円未満 D：1,000万円未満</p> <p>・おおむね5億円以上</p> <p>・一定規模以上は建築工事業者と解体工事業者の組合せ又は建築工事業者のみに発注</p> <p><現行></p> <p>・設計金額7,000万円以上で実施 ・入札公告日で施工中の同種の工事数</p> <p>・同一敷地</p>

<p>(3) 「地域貢献度」評価の見直し (総合評価落札方式)</p> <p>(4) 低入札工事に対する減点措置 の見直し (総合評価落札方式)</p> <p>(5) 優良下請工事表彰の対象企業 の拡大</p>	<p>③ 建築一式、電気及び管工事で工事成績評価の対象工事を拡大する。 ※ 国等の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定相互利用対象工事」を評価対象に加える。 最高裁判所 (各高等裁判所)、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構等が発注する工事成績評定相互利用対象工事</p> <p>(3) 評価項目の多い「地域貢献度」評価において、企業の負担軽減の観点から評価項目を次のとおり見直す。</p> <p>① 「ボランティア活動の実績等」評価を平成31年度から廃止する。 ※ 格付けにおいて引き続き評価する。</p> <p>② 「災害時支援協定等」評価の「災害時等の緊急要請活動の実績」項目を平成31年度から廃止する。 ※ 平成31年度以降は防災協定のみ評価、活動実績は格付けで引き続き評価</p> <p>③ 「災害時の支援活動 (県外で発生した大規模災害時の支援活動の実績)」評価を平成31年度から廃止する。 ※ 平成31年度格付けから新たに評価する。[5点/回] 過去2年(暦年)評価</p> <p>④ 地元雇用「地元従業員の雇用率」評価を平成30年度から廃止する。</p> <p>(4) 低入札の減点措置対象を「徳島県発注工事 (全部局共通)」に拡大するとともに、「同一の建設工事の種類」に限定する。</p> <p>(5) 表彰対象の企業要件を土木一式工事及び建築一式工事の格付けが「B級以下のもの」に拡充する。 ※ 優良下請工事表彰 部長賞 1者程度</p>	<p>・ 徳島県及び国の行政機関</p> <p><現行></p> <p>・ ボランティア活動の実績等 [5点]</p> <p>・ 防災協定の締結又は活動実績 [5点]</p> <p>・ 相互支援協定に基づく支援活動又は被災自治体等の要請に基づく支援活動 [2点]</p> <p>・ 地元雇用「地元従業員の雇用率」 [5点]</p> <p><現行></p> <p>・ 各部局毎 (県土整備部、農林水産部等) の発注工事</p> <p><現行></p> <p>・ C級以下のもの</p>
<p>2 担い手の確保・育成を目指して</p> <p>【建設企業の働き方改革】 (1) 建設現場の「週休2日の確保」 に向けた取組みの拡大</p>	<p>(1) 建設現場の週休2日の確保や施工時期の平準化を推進するため、余裕のある工期設定や週休2日仕様のモデル工事を拡大する。</p> <p>① 「余裕のある契約工期」を設定する。 ・ 土木工事における「準備期間」「後片付け期間」「実作業期間」を見直す。 ※ 準備期間を工種毎に見直す。 道路改良工事 40日、河川工事 40日、舗装工事 50日、砂防地すべり工事 30日等 ※ 後片付け期間は20日とする (最低日数) ※ 実作業期間は従来の実作業日数を8/7 (週当たり1日) 割増し設定</p> <p>・ 受注者自らが工期内で工事着手日や工期末日を自由に選択できる「工事着手日選択工事」を拡充する。 ※ 最大準備期間は80日以上とする。</p> <p>② 週休2日を仕様とする「担い手確保モデル工事」を拡大する。 ・ 「発注者指定型」に加え、「受注者希望型」を実施する。 ※ 発注者指定型及び維持工事、工期等に制約がある工事を除く「全ての工事」で実施 ※ 5月1日以降の指名通知又は入札公告から適用予定</p>	<p><現行></p> <p>・ 準備期間 20日</p> <p>・ 後片付け期間 5日</p> <p>・ 最大準備期間 60日以上 ・ 平成29年度 試行件数 20件</p> <p>・ 発注者指定型で実施 平成29年度 試行件数 15件</p>

<p>(2) 委託業務での「ウィークリースタンス」の拡大</p> <p>(3) 仮設トイレ洋式化の拡大 (快適トイレの拡大)</p> <p>(4) 社会保険等未加入業者の下請禁止の拡大</p> <p>【建設現場の生産性向上】</p> <p>(1) コンクリート工の生産性向上</p> <p>(2) ICT活用工事の推進</p> <p>(3) 現場管理等の効率化の推進</p>	<p>・ 週休2日に取り組む際の必要経費を計上する。 ※ 週休2日等の現場閉所の状況に応じて、「労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費」の補正を実施 ※ 発注者指定型：当初設計で補正 受注者希望型：設計変更で補正 ※ 5月1日以降の指名通知又は入札公告から適用予定</p> <p>(2) ① 「全ての設計業務」（災害関連業務除く）において「ウィークリースタンス」を実施する。 ※ 「ウェンズデー・ホーム」の実施、「マンデー・ノーピリオド」又は「フライデー・ノーリクエスト」を受発注者間の共有目標に設定</p> <p>② 「測量・地質調査業務」（災害関連業務除く）の一部において、「ウィークリースタンス」を試行する。 ※ 測量・地質調査業務は外業が主であることから「目標選択型」で試行</p> <p>(3) 快適トイレの設置対象工事を簡易型A以上（設計金額1億円以上）も対象とする。 ※ 仮設トイレ洋式化は引き続き設計金額1,000万円以上を対象に実施</p> <p>(4) 社会保険等未加入業者との下請契約禁止を「二次下請以下」に拡大する。 ※ 平成31年5月1日以降の指名通知又は入札公告から適用予定</p> <p>(1) ① 土木工事における一般的な現場打ち鉄筋コンクリート構造物の「スランプ値」は12cmを標準とする。 ※ 7月1日以降の指名通知又は入札公告から適用</p> <p>② 鉄筋組立て作業において省力化・効率化が図れる「機械式鉄筋定着工法」を鉄筋コンクリート構造物の設計業務や土木工事で積極的に採用する。 ※ 7月1日以降の指名通知又は入札公告から適用</p> <p>(2) ICT活用工事を「舗装工事」にも適用を拡大する。 ※ 平成30年2月に「ICT舗装工の試行要領」策定</p> <p>(3) インターネットとクラウドサービスを利用した情報共有システム（ASP）を試行活用し、工事施工中の受発注者の業務の効率化を図る。</p>	<p>・ 経費の補正無し</p> <p><現行> ・ 平成29年度 試行件数 16件</p> <p><現行> ・ 主任技術者等が女性の場合</p> <p><現行> ・ 社会保険等未加入業者との一次下請契約禁止</p> <p><現行> ・ スランプ値 8cm</p> <p><現行> ・ ICT土工を「受注者希望型」で実施 平成29年度実施件数 10件</p>
<p>3 地域の活性化や雇用の促進を 目指して 【企業の立場に立った執行】</p> <p>(1) 工事関係書類の簡素化等</p>	<p>(1) ① 契約後30日以内（工事着手前）としている「施工計画書の提出期限」を柔軟に運用する。 ※ 当初未確定部分は詳細確定段階で作成し、適時追加提出</p> <p>② 生コンクリートの使用に関する提出書類を削減する。 ※ 「全国生コンクリート品質管理監査」合格工場選定による品質証明</p>	<p><現行> ・ 工事着手前（30日以内）に提出</p>

<p>(2) 地質技術者を加えた「三者会議」の実施</p> <p>(3) 土木設計業務等設計変更ガイドラインの策定・運用</p> <p>(4) 入札情報及び見積参考資料、工事単価表の充実</p>	<p>(2) 地質の不確実性が特に高い現場等において、当該工事で調査を行った「地質技術者」を三者会議に参画させる。</p> <p>(3) 設計等業務の設計変更にかかる手続きやルールを明確にした「土木設計業務等設計変更ガイドライン」を策定・運用する。 ※ 測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び調査・計画業務等に適用</p> <p>(4)</p> <p>① 指名競争入札の入札情報に「工事概要」を記載する。</p> <p>② 共通仮設費の技術管理費「積上げ項目」について、見積参考資料の充実に努める。 ※ 共通仮設費率に含まれない土質等試験の積上げ項目の規格仕様等の明確化</p> <p>③ 工事単価表に「骨材小型車運搬割増し単価（4 t 以下）」を追加する。 ※ 平成30年10月から工事単価表に追加記載</p>	<p><現行> ・発注者、受注者（元請）、専門工事業者（下請）、設計者</p> <p><現行> ・一般競争入札（事後審査方式）は入札公告に記載</p>
<p>4 建設産業への支援</p> <p>【県内企業の活用推進と負担軽減】</p> <p>(1) 県内企業の活用推進</p> <p>(2) 講習会の実施等による支援</p>	<p>(1) 平成30年度も引き続き、県内企業への優先発注等を推進する。</p> <p>① 県内企業発注率(件数・金額)90%以上を目指す。</p> <p>② 県内産資材の原則使用を推進する。</p> <p>③ 河川産出物の建設資材としての活用等、県内産出の原材料及び技術の優先使用を推進する。</p> <p>(2) 平成30年度も引き続き、講習会の実施等により建設企業を支援する。</p> <p>① 入札等支援 ・入札参加に必要な見積り・総合評価落札方式・施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を実施する。</p> <p>② 電子化支援 ・電子納品に関する個別相談会等を実施するとともに、習熟度アップにつながる取組みを推進する。 ・市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。</p> <p>③ 建設業支援 ・建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。 ・建設業BCPの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを実施する。 ・建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。</p>	